

平成24年度に係る随時監査(工事に係るものを除く。)の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成24年度に係る随時監査(工事に係るものを除く。)の結果については、平成24年11月30日に議会、知事及び関係のある委員会に報告(平成24年11月30日付け北海道公報第2434号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 収入に係る事項	
調定等を行っていないもの	
<p>《指摘事項》 診療所使用料の収入事務において、自己負担金に未納があり、月末までに完納されないものがある場合には、月末に、調定を行い、納入通知書を納入義務者に送付しなければならないが、これを行っていないものが、26件、6万7,260円あった。 また、収納した自己負担金に誤りがあり、増額変更しなければならない場合において、その増加額に相当する額について、直ちに調定等を行っていないものが、2件、1万1,673円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>診療所使用料の収入事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な調定を行うとともに、納入通知書を納入義務者に送付することを徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
現金受領が不適切なもの	
<p>《指摘事項》 診療所使用料について、収入取扱員が不在のときなどに、財務諸規程によらずに現金を概算額で受領し、後日、当該現金の一部を自己負担金等に充当し、残額について返還する取扱いをしているものが、17件、14万1,000円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>診療所使用料に当たっては、関係法令等を遵守し、収入取扱員が不在のときは、指定している代行者に収納事務を行わせるとともに、適正な事務処理に努めます。</p>
2 契約に係る事項	
購入決定を行わずに契約しているもの	
<p>《指摘事項》 物品の購入を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後において複数の発注を1件の契約として物品購</p>	<p>物品購入の契約に当たっては、関係法令を遵守し、物品購入決定書の事前作成を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>入決定書を作成しているものが、18件、371万5,021円あった。 (宗谷総合振興局)</p>	
<p>委託業務の事務処理が不適切なもの</p>	
<p>《指導事項》 庁舎清掃委託業務において、契約の相手方に対し、委託業務を処理させるために庁舎等の室を使用させる場合や業務に伴う物品を供与する場合には、行政財産の使用などの必要性についての検討を十分に行い、契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めず契約しているものがあった。</p>	<p>業務委託契約における行政財産の使用及び物品の供与に当たっては、必要性を十分に検討の上、関係法令等に基づき、委託契約書に必要な条項を定めるとともに、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>契約金額が割高となっているもの</p>	
<p>《指導事項》 緊急再就職訓練委託業務の予定価格の積算において、経費の一部について消費税及び地方消費税相当額を二重に計上したことから、契約金額が割高となっているものがあった。</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な積算に努めます。 なお、割高となっていた金額については、受託者からの経費明細書の再提出を受け、契約金額の再確定を行い、戻入しました。</p>
<p>3 財産に係る事項</p>	
<p>危険薬品の管理が不適切なもの</p>	
<p>《指摘事項》 危険薬品の管理において、使用者は、危険薬品受払簿により管理状況を正確に記録し、取扱責任者は、使用者が危険薬品受払簿に正確に記録していることを受払の日ごとに確認しなければならないが、これらを行っていなかったことから、危険薬品受払簿に記載している保管数量と実際の在庫数量が異なっているものがあった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>危険薬品の管理に当たっては、「薬品管理要領」等を周知し、危険薬品を使用する毎に取扱責任者による確認を徹底するとともに、管理している全ての危険薬品について、定期的に計量を実施するなど、関係法令等を遵守し、適正な管理に努めます。</p>
<p>海岸の占有者に対する対応方針等について、検討を要するもの</p>	
<p>《検討事項》 海岸の占有に当たっては、海岸管理者は海岸を占有しようとする者から占有許可申請書を提出させなければならないが、測量が行われ官民境界が確定しているものについて、占有者との協議や占有許可申請書の提出が行われていないものがあり、占有料が未調定となっていること</p>	<p>海岸の不法占有に対する対応に当たっては、不法占有物件を発見してから、監督処分を行うまでの対応方針や取り扱いを「海岸の不法占有等是正事務取扱要領」として制定し、平成25年4月1日から適用することとしました。</p>

から、不法占有者に対する対応方針の策定等について、検討する必要がある。